

Ⅲ. 都道府県等における対応状況

(1) 施策の普及・啓発状況

土壌汚染問題に関する都道府県等の啓発活動について尋ねたところ、表 36 のとおりであった。なお、「その他の活動」については、例えば都道府県等が作成する環境白書への土壌汚染の現状についての掲載、県・市のホームページへの掲載、立入調査の際の事業者への指導・啓発などがある。

表 36 土壌汚染問題に関する啓発活動

	(複数回答有)	
	都道府県等の数	
	15年度	14年度
啓発活動を行っている	123	125
① 法に関するパンフレット等の作成、配布	56	59
② 土壌環境基準に関するパンフレット等の作成、配布	20	19
③ 土壌汚染に関する研修会等の実施	54	61
④ (法、条例、要綱、指導指針等に基づかない) 土地改変等の際の事業者への周知、指導	23	19
⑤ その他の活動	48	43
行っていない	23	20
合計回答団体数	146	145

(2) 条例等の制定状況

土壌汚染対策に関連する条例等を制定している 61 都道府県等について、その内容を分類すると表 37 のとおりである。

表 37 都道府県等における条例、要綱、指導指針等の制定状況

	(複数回答有)	
	都道府県等の数	
	15年度	14年度
① 公有地取得・売却の際に、土壌汚染の有無の確認を土地所有者に行わせるもの	1	2
② 公有地以外の工場跡地等の用途転換・再開発等の際に土壌調査を事業者を実施させるもの	18	19
③ 上記調査の結果、土壌汚染が判明した場合に汚染原因者に所要の対策を行わせる、又は対策のための費用を汚染原因者に負担させるもの	15	15
④ 事業者が行う自発的な土壌汚染の調査の結果を自治体に報告させるもの	15	14
⑤ 土壌汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行うもの	6	6
⑥ 土壌汚染の調査・対策に関する技術的な事項を示したもの	10	11
⑦ 土壌の汚染の有無の判断基準として、土壌環境基準以外の独自の基準を設けているもの	5	5
⑧ 土壌汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含むもの	35	34
⑨ その他土壌汚染に係る調査・対策を円滑に行うための行政内の関係部局の取決め等	16	11
⑩ 外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壌汚染の未然防止を図るもの	17	13
合計回答団体数	61	56

さらに、表 37 に関し、都道府県等が把握している、その区域内の土壤汚染対策法政令市以外の市区町村を含めた地域ブロック別の条例、要綱、指導指針等（以下「条例等」という。）制定地方公共団体数は表 38 に、地方公共団体の名称を巻末資料に示す。土壤調査の結果や調査結果の報告を条例等で定めている都道府県等は関東ブロックに多い。

表 38 地域ブロック別条例等制定地方公共団体数

地域ブロック名 (構成都道府県数)	団 体 数			合計
	都道府県等	うち、土壤調査の実 施や調査結果の報告 を条例等で定めてい るもの	土壤汚染対策法 の政令市以外の 市区町村	
北海道・東北（7）	8	3	20	28
関東（7）	20	8	167	187
北陸・中部（9）	12	5	18	30
近畿（7）	12	2	7	19
中国・四国（9）	5	3	3	8
九州・沖縄（8）	4	1	11	15
合 計	61	22	226	287

(注) 北海道・東北ブロック 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 関東ブロック 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
 北陸・中部ブロック 新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知
 近畿ブロック 三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
 中国・四国ブロック 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
 九州・沖縄ブロック 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

【土壤調査の実施や、調査結果の報告を条例等で定めているもの】は、次に該当するもの。
 ①公有地取得／売却の際に、土壤汚染の有無の確認を土地所有者に行わせるもの
 ②公有地以外の工場跡地等の用途転換・再開発の際に土壤調査を事業者を実施させるもの
 ④事業者が行う自発的な土壤汚染の調査の結果を自治体に報告させるもの

(3) 補助融資制度の保有状況

都道府県等において、土壤汚染が判明した場合、事業者又は土地管理者に対し、調査や汚染回復対策、モニタリング費用の一部に対する補助、融資等の資金援助を行うことができる制度の保有状況は表 39 のとおりである。現在 39 都道府県等で補助や融資制度を有している。

表 39 補助融資制度を有している都道府県等数

	都道府県等の数	
	15年度	14年度
補助融資制度を有している	39	39
補助融資制度はない	107	106
合計回答団体数	146	145

(4) 土壌汚染調査・対策に係る予算

土壌汚染の調査・対策に係る事業を平成 16 年度当初予算において予算化しているかどうかを都道府県等に対して尋ねたところ、表 40 のとおり、112 都道府県等で何らかの調査等を予算化している。

表 40 土壌汚染調査・対策に係る事業の予算化状況

(複数回答有)

	都道府県等の数	
	15年度	14年度
予算化している	112	112
① 地歴情報の収集整理	18	19
② 土壌環境基準（指定基準を含む）の適合状況に関する調査（農用地土壌汚染防止法に基づくものを除く）	26	30
③ ダイオキシン類に関する土壌調査	94	85
④ 未規制物質に関する土壌調査	0	0
⑤ 土壌環境に関する事件、苦情等に対応するための調査（①～④を除く）	27	22
⑥ 原因者が不明の場合の土壌汚染の対策	3	3
⑦ 土壌汚染の対策後の監視調査	19	17
⑧ その他	13	15
特に予算化していない	34	33
合計回答団体数	146	145

(5) 事業者の協力の状況

土壌汚染の対策指導にあたっては事業者の協力が必要であることから、都道府県等に対し、事業者の協力が得られなかった経験があるかどうかを尋ねたところ、表 41 のとおり、多くの都道府県等では協力が得られているが、協力が得られなかった経験を持つ都道府県等がある。

表 41 事業者の協力の状況

(複数回答有)

	都道府県等の数	
	15年度	14年度
① 自治体を実施しようとする私有地内の土壌の調査に協力が得られなかった	6	6
② 土地の履歴等、土壌に関する情報の提供を求めたが協力が得られなかった	2	1
③ 土壌の汚染に係る調査の実施を指導したが協力が得られなかった	15	15
④ 土壌の汚染に係る対策の実施を指導したが協力が得られなかった	6	7
⑤ 土壌の汚染に係る情報の保管、承継を求めたが協力が得られなかった	0	0
⑥ その他の場面	4	2
⑦ 指導にあたっては、すべて協力が得られている	85	82
⑧ 指導を行った例がない	37	38
合計回答団体数	146	145

(6) 土地に関する情報の管理状況

調査・対策指針において、土壌汚染対策の実施に係る記録の作成・保管を示していることから、土壌汚染調査・対策に係る情報及びその他の土地に係る履歴情報の管理状況について尋ねたところ、表 42 のとおりであり、平成 15 年度においては土壌汚染調査・対策に係る情報を 58 都道府県等が関係文書（紙）を台帳で管理している。平成 14 年度よりも情報を管理している都道府県が増加している。

表 42 土壌汚染調査・対策に係る情報の管理状況

	都道府県等の数	
	15年度	14年度
① 関係文書（紙）を台帳で管理	58	53
② 電子媒体によるシステム化（データベース化、GIS化等）	23	10
③ 定まったシステムはない	69	71
（該当事例なし）	12	16
合計回答団体数	146	145

(7) 国への要望

土壌汚染対策に係る国への要望について尋ねたところ、表 43 のとおりであり、具体的には、事業者等への啓発事業として、不動産業界に対して、土壌汚染の正しい理解を推進するための普及啓発資料の提供、自治体への土壌汚染の対策事例に関する情報提供として、実施可能な安価で効果的な対策技術の適用事例に関する情報提供、対策費用に関する情報の提供、自治体への財政的支援措置として、土壌調査や汚染土壌の除去等の代執行の際に必要な費用等の助成など、表 44 のような要望があった。

表 43 国への要望

	都道府県等の数	
	15年度	14年度
① 事業者等への啓発事業	98	86
② 自治体に対する財政的支援措置	80	76
③ 自治体への土壌汚染調査・対策技術に関する情報提供の充実	73	71
④ 自治体への土壌汚染の対策事例に関する情報提供の充実	83	74
⑤ 調査・対策技術の開発普及	65	55
⑥ その他	19	17
合計回答団体数	143	141

表 44 国への要望（具体的記述の主な内容）

＜国への要望 ～具体的記述の主な内容＞

○事業者等への啓発事業

- ・不動産業界に対して、土壤汚染の正しい理解を推進するための普及啓発資料の提供

○自治体への財政的支援措置

- ・重金属類の自然由来に係るデータ取得のための財政的支援
- ・土壤調査や汚染土壤の除去等の代執行時の助成

○自治体への土壤汚染調査・対策技術に関する情報提供の充実

- ・調査・対策技術（経済的な情報を含む）に関する情報の提供
- ・中小企業者が実施できる安価かつ効率的な調査方法・対策技術に関する情報の提供
- ・汚染土壤浄化施設認定のための詳細な基準の提供

○自治体への土壤汚染の対策事例に関する情報提供の充実

- ・実施可能な安価で効果的な対策技術の適用事例に関する情報提供
- ・対策費用に関する情報の提供
- ・自然的原因により指定基準を超過する土壤の分布等に関する情報の提供
- ・法第 3 条の調査命令・法第 7 条の浄化措置命令等における指導内容・判断根拠に関する事例情報の提供
- ・汚染発見から対策完了にいたるまでの費用を含めた過程に関する情報の提供

○調査・対策技術の開発普及

- ・中小企業者が実施できる安価かつ効率的な調査方法・対策技術の開発普及
- ・狭い作業環境でも施工可能な対策技術の開発
- ・国による汚染土壤浄化におけるモデル施設開発・設置普及

○その他

- ・各指定調査機関の特徴・信頼性についての情報提供
- ・中小企業者に対する融資等の資金援助
- ・不動産取引における土壤汚染の取り扱い指針の策定
- ・土壤汚染対策法の内容・解釈に関する自治体からの問い合わせ・照会情報の共有化（国・自治体・指定支援法人・指定調査機関）
- ・法に基づかない土壤汚染事例に対する自治体の施策に関する情報提供
- ・法の改正（特定施設以外での有害物質使用の場合の第 3 条の適用。操業中の工場の敷地の一部を切り売りする場合の土壤汚染状況調査の義務化）